

本町議会に請願されるかたへ

島本町議会

町政に関する事柄などについて、住民の皆さんが議会に要望できる制度として「請願」があります。

本町議会に請願される場合は、次の要領で提出してください（請願には、1名以上の紹介議員が必要となります）。

【請願のしかた】

請願は、文書で下記の様式に準じて邦文で作成してください。

〔表紙例〕

<p>〇〇〇〇〇に関する請願書</p> <p>紹介議員 □□□□</p> <p>↑ 署名または記名押印</p>

〔内容例〕

<p>〇〇〇〇〇に関する請願</p> <p>1. 請願要旨</p> <p>2. 請願理由</p> <p>地方自治法第124条の規定により 上記の請願書を提出します。 令和 年 月 日</p> <p>島本町議会議長 様</p> <p>請願者 住所 氏名 (署名または記名押印) (ほか○人)</p>
--

(用紙はA4判の大きさ・左横書き)

【請願書の書き方】

1. 件名 簡潔・明瞭な件名にしてください。
2. 紹介議員 請願には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。紹介議員が得られなかったときは、陳情書としてください。
3. 内容 請願の要旨・理由は、わかりやすく書いてください（原則、1つの請願で2つ以上の内容にならないように注意してください）。道路など場所に関するものは、略図等を参考につけてください。
4. 提出 提出年月日、請願者の住所（請願者が法人の場合はその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印してください。請願者が多数の場合は、別途名簿を作成し、つけていただいてもかまいません。
あて名を島本町議会議長として、議会事務局（役場3階）へご提出ください。請願は、いつでも提出できますが、その審査は本会議が始まってからとなります。

【請願書の取扱い】

請願書は、議長が受理した後、本会議において所管の常任委員会等に付託し、審査した後、本会議で採択か不採択かを決定します。

なお、結果については、請願者（代表者）に書面でお知らせいたします。

本町議会で採択された請願は、町政に反映されるように町長、教育委員会などに送付します。

【お問い合わせ】

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町議会事務局

(TEL075 - 962 - 6315、Fax075 - 962 - 6322 役場3階)